

学習会レジュメ

社会保険と非常勤講師

時：4月28日(土)午後2時～5時

所：エルおおさか

講師：福田拓司

1. 社会保険の種類と保険料・給付額

社会保険制度の種類と管轄

種類・名称			管 轄
社会保険	医療保険	健康保険（職域保険）	組合健康保険 ...各健康保険組合
			政府管掌健康保険 ...社会保険庁
		国民健康保険	共済組合 ...各共済組合 国民健康保険 ...市区町村
	年金保険	厚生年金保険 ...社会保険庁	
国民年金 ...市区町村			
介護保険			...市区町村

一般的に“社会保険”というと、医療保険と年金保険の二つを指している場合と、社会保険制度すべてのことを意味している場合と、両方に使われることがあります。通例としては医療保険と年金保険の二つを意味している場合が多いですが、例えば企業の求人情報などで「社会保険完備」と記載されている場合は社会保険制度そのものを指す意味で使われています。

国民年金

分 類	説 明	保険料の支払い方法
第1号被保険者	日本国内に住んでいる20歳以上60歳未満の、 自営業者・農業や漁業に従事している人・学生 など。	自分で全額を支払う。
第2号被保険者	厚生年金保険の被保険者および共済組合の組 合員。サラリーマン。	給与から差し引かれる。労 使折半。
第3号被保険者	第2号被保険者の被扶養配偶者で20歳以上60 歳未満の人。サラリーマンの妻。	支払わなくてよい。

ここでは第1号被保険者の分類を国民年金保険と呼んで、第2号被保険者に該当する厚生年金

保険と区別する。

国民年金保険

目的・・・国民年金制度は、老齢、障害または死亡によって国民生活の安定がそこなわれることを国民の共同連帯によって防止し、健全な国民生活の維持および向上に寄与することを目的としています。(国民年金法 第一条より)

国民年金保険料

一律定額制となっていて、平成 19 年度の保険料は月額 14140 円(年 169680 円)です。なお、国民年金の保険料は平成 29 年度まで毎年 280 円ずつ引き上げられ、最終的には 16,900 円(年 202800 円)となります。

厚生年金保険

目的・・・厚生年金保険は、民間の会社などに勤務する労働者の老齢、障害または死亡について保険給付を行い、労働者およびその遺族の生活の安定と福祉の向上に寄与することを目的とする社会保険制度です。(厚生年金法 第一条より)

強制適用事業所

下記に該当する事業所(会社)は、必ず厚生年金保険制度を適用しなければなりません。

1人以上の従業員を使用している国または法人(公法人、私法人を問わずすべての法人)の事業所。したがって、法人化している会社はすべて加入が義務付けられていることとなります。

加入者

厚生年金保険の加入者とは下記の人たちです。

上記の適用事業所に使用されている 70 歳未満の人

なお、適用事業所で働いている人は全員加入することになっていますが下記に該当する人は除外します。

- × 日雇労働者(ただし 1 か月以上勤務する場合は加入します)
 - × 2 か月以内の期間を定めて使用される人(ただし引き続き使用される人は加入します)
 - × 季節的業務(4 か月以内)に使用される人(ただし当初から継続して 4 か月を超えて使用される見込みの人は加入します)
 - × 事業所の所在地が一定していない事業(巡回興行など)に使用される人
 - × 相当期間継続する見込みのない事業所(臨時的事業所)に使用される人
- パートタイマーでも、所定労働時間や勤務日数が一般社員の 4 分の 3 以上の場合は、被保険者とすることになっています

厚生年金の保険料

厚生年金保険の保険料は、月収や賞与に対して、保険料が決まる総報酬制によって保険料が徴収されます。つまり、毎月の月収と賞与(ボーナス)に共通の保険料をかけて計算されます。なお、保険料率は毎年 9 月に 1000 分の 3.54(0.354%)ずつ引き上げられます。現在は 14.642%です。

実際の保険料率は下記の通りですが、保険料は会社が半分を支払い、個人が残り半分を支払う「労使折半」となっているので、個人の給与から差し引かれるのは、上記の半分の料率分、ということになります。(1 コマを 27000 円で計算 [別表参照])

私学共済年金

加入者

学校法人等に使用され、給与を受けている人は私学共済制度の「加入者」となり、各種の給付を受けることができます。また、個人の意思で加入しなかったり、やめたりすることはできません。

使用される人とは、実質上の雇用関係があり、一定の仕事を担当し、常時一定の勤務時間の拘束を受けている人です。したがって、非常勤・日雇いのような名称でも、勤務実態が常時勤務であれば加入者になります。

Q1：非常勤（パート・アルバイトなど）の人は、資格取得できますか？

A1：「1日又は1週の所定労働時間及び1か月の所定労働日数」が、「当該学校等において同種の業務に従事する通常の教職員等の所定労働時間及び所定労働日数」の概ね4分の3以上である教職員等については、加入者となります。

加入者になれない人

専任でない人（ほかに本職を持っている人）

臨時に使用される人（日雇いの人・2ヵ月以内の勤務期間の人）

常時勤務しない人（非常勤の人など）

私学共済の保険料

私学共済の保険料は 113.68 / 1000（労使折半、ただし専任の場合は4対6）

関西大の場合（1コマ～3コマは週1回の出講、4コマ以上は週2回の出講で計算、交通費は梅田と関大前の往復運賃で計算）

1コマの場合 28400円 + 交通費 1760円 = 31920円 × 0.11368 ÷ 2 = 1714円（年 20568円）

給付（モデルケース：1967年生まれの40才）

国民年金保険 老齢基礎年金[別表参照]

40年間保険料を払った場合には満額で792100円

厚生年金保険 老齢厚生年金[別表参照]（30才までは国民年金保険で31才から厚生年金保険に加入と仮定）

$\{ (X \times 0.0075 \times 60 \text{ヶ月}) + (X \times 0.005769 \times 300 \text{ヶ月}) \} \times 1.031 \times 0.985$

私学共済保険 老齢厚生年金（30才までは国民年金保険で31才から私学共済に加入と仮定）

2. モデルケースでの年金格差・健康保険格差

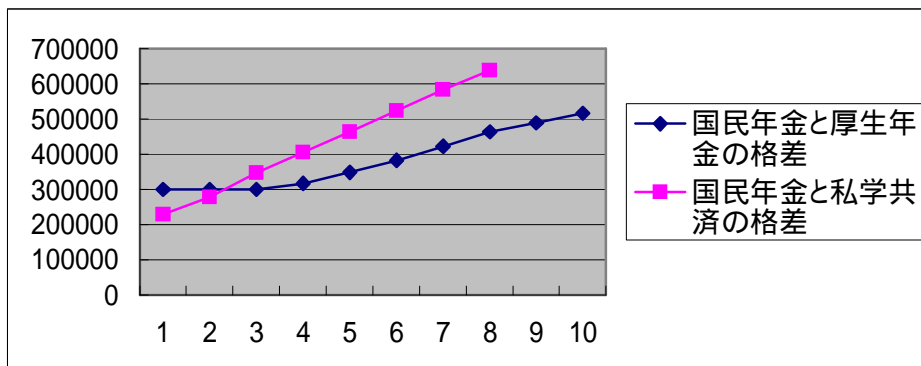
コマ数	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10
国民年金保険料	169680	169680	169680	169680	169680	169680	169680	169680	169680	169680
国民年金給付額	792100	792100	792100	792100	792100	792100	792100	792100	792100	792100
国民年金差額	622420	622420	622420	622420	622420	622420	622420	622420	622420	622420
厚生年金保険料	86088	86088	86088	96636	117720	140556	166908	193272	210840	228408
厚生年金給付額	1009120	1009120	1009120	1035700	1088850	1146430	1212870	1279300	1323590	1367890
厚生年金差額	923032	923032	923032	939064	971130	1005874	1045962	1086028	1112750	1139482
私学共済保険料	20568	39936	59304	79884	99252	118620	137998	161789		
私学共済給付額	870994	940888	1028782	1107676	1186570	1265464	1344358	1423252		
私学共済差額	850426	900952	969478	1027792	1087318	1146844	1206360	1261463		

国民年金と厚生

年金の格差	300612	300612	300612	316644	348710	383454	423542	463608	490330	517062
-------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------

国民年金と私学

共済の格差	228006	278532	347058	405372	464898	524424	583940	639043		
-------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--	--



その他

私学共済は、貸付制度（一般貸付、結婚貸付、災害貸付、医療貸付、教育貸付、住宅貸付）や、積立貯金、積立共済年金、共済定期保険の他、宿泊事業や生涯生活設計支援事業などを行っている。

健康保険

公的医療保険制度の種類と加入対象者

名称・種類		加入者（被保険者）	説明
健康保険 (職域保険)	組合健康保険	大手企業の従業員と、その被扶養者	企業や企業グループで作った健康保険組合が運営。
	政府管掌健康保険	中小以下の企業の従業員と、その被扶養者	社会保険庁が運営しています。

	<u>共済組合</u>	国家公務員・地方公務員・ 私立学校教職員とそれらの 被扶養者
国民健康保険	<u>国民健康保険</u>	上記の健康保険に加入して いる勤労者以外の一般住民 とその家族などで、75歳未 満の人（自営業者、無職者 など）

各共済組合が運営しています。
市町村・東京 23 区などの地方自治体や、同種の業種または事務所に従事する者を組合員とする国民健康保険組合などが運営しています。

国民健康保険保険料

福田さん作成のものを利用した。(保険料率は大阪府下の平均値)また介護保険料は堺市の 2007 年度の数値を使った(所得割額 = 0.0262 + 均等割額 = 13080 円)

政府管掌健康保険保険料(40 才以上で介護保険料分を入れた保険料 9.43%で計算)

私学共済健康保険料

関西大学の場合(介護保険料込みで 0.07606%)

国民健康保険料(年額)と政府管掌健康保険料および私学共済健康保険料との格差

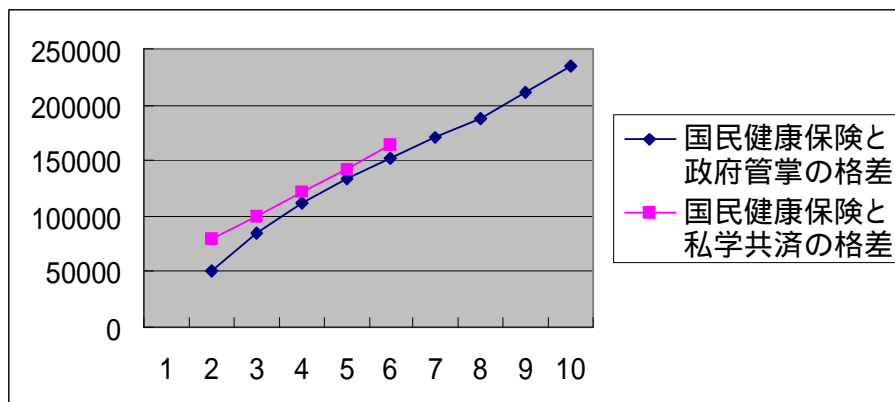
コマ数	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10
国民健康保険料	105384	139858	174332	208805	243278	277752	312226	346700	381173	
政府管掌健康保険料	55440	55440	62232	75816	90528	107496	124476	135792	147108	
私学共済健康保険料	26724	39685	53449	66410	79370					

国民健康保険と政府管

掌の格差 49944 84418 112100 132989 152750 170256 187750 210908 234065

国民健康保険と私学共

済の格差 78660 100173 120883 142395 163908



3 . 非常勤講師にたいする国と大学の対応

< 以下福田さんの資料より >

厚生年金保険

複数校に出講する大学非常勤講師(非常勤專業者)は、厚生年金保険・健康保険に加入できるか？
これを大阪府福祉部保険管理課に問い合わせたところ次のような返事でした。

「厚生年金保険・健康保険加入の決定はまず事業所単位で行います。その際の判断は1980年の「内簡」の目安でするようにいわれています。複数箇所に勤務している人でもそのいずれかの事業所でまず被保険者とならなければ、二以上事業所勤務の手続きなどに入れません。ですから大学非常勤專業の先生も複数校でやっている仕事を全部足せば4分の3どころか1とかになるかも知れませんが、ひとつひとつの大学での勤務を見て4分の3程度にならなければ厚生年金保険・健康保険には手続きできないんじゃないでしょうか。」

< 内簡 >とは？

(昭和55年(1980年)6月6日付、厚生省保険局保険課長・社会保険庁医療保険部健康保険課長・同庁年金保険部厚生年金課長が都道府県民生主管部保健課課長宛に送付した 通知「内簡(ないかん)」の関係箇所の全文)

「さて、短時間就労者(いわゆるパートタイマー)にかかる健康保険及び厚生年金保険の被保険者資格の取扱いについては、各都道府県、社会保険事務所において、当該地方の実状等を勘案し、各個別に取扱い基準を定めるなどによりその運用が行われているところです。

もとより、健康保険及び厚生年金保険が適用されるべきか否かは、健康保険法及び厚生年金保険法の趣旨から当該就労者が当該事業所と常用的使用関係にあるかどうかにより判断すべきものですが、短時間就労者が当該事業所と常用的使用関係があるかどうかについては、今後の適用に当たり次の点に留意すべきであると考えます。

1 常用的使用関係にあるか否かは、当該就労者の労働日数、労働時間、就労形態、職務内容等を総合的に勘案して認定すべきものであること。

2 その場合、1日又は1週の所定労働時間及び月の所定労働日数が当該事業所において同種の業務に従事する通常の就労者の所定労働時間及び労働日数のおおむね4分の3以上である就労者については、原則として健康保険及び厚生年金保険の被保険者として取り扱うべきものであること。

3 2に該当する者以外の者であっても1の趣旨に従い、被保険者として取り扱うことが適当な場合があると考えられるので、その認定に当たっては、当該就労者の就労の形態等個々具体的事例に即して判断すべきものであること。」

私学共済

私学共済資格課長の文書

< 資料 >

平成7年5月

学校法人代表者 殿

私立学校教職員共済組合
資 格 課 長

非常勤教員等の組合員資格について

私立学校教職員共済組合(以下「私学共済」という。)は、勤務が不定期であったり短時間である非常勤講師や臨時職員等の組合員資格について下記のように取り扱っています。

記

私学共済の組合員資格は、私立学校教職員共済組合法第14条で「学校法人等に使用されるもので給与を受けるもの。ただし、専任でない者、臨時に使用される者、常時勤務に服しない者を除く。」と規定されています。

しかし、非常勤講師や臨時職員等の臨時的名目によって使用されていても雇用関係の実態が常用的であれば、その名目にかかわらず組合員となります。

なお、教職員と学校法人等とが常用的使用関係にあるかどうかについては、昭和63年2月から次の3点に留意して取り扱うこととしています。

1. 常用的使用関係にあるか否かは、当該教職員等の労働日数、労働時間、就労形態、勤務内容等を総合的に勘案して認定すべきものであること。

2. その場合、1日または1週の所定労働時間及び1ヶ月の所定労働日数が当該学校法人等に置いて同種の業務に従事する通常の教職員等の所定労働時間及び所定労働日数の概ね4分の3以上である教職員等については、原則として組合員として取り扱うべきものであること。

3. 2に該当する者以外の者であっても、1の主旨に従い、組合員として取り扱うことが適当な場合があると考えられるので、その認定に当たっては、当該教職員等の就労の形態等個々具体的事例に即して判断すべきであること。

この取り扱いは、昭和55年6月に厚生省が示した健康保険と厚生年金保険における短時間就労者の被保険者資格の取扱基準を参酌して定めたものです。

すなわち、非常勤講師や臨時職員等が私学共済の組合員にもなり得るか否かは、1日のうち何時間以上勤務しなければならないという画一的な要件はもうけられていませんので、個々の教職員ごとに、同種の業務に従事する通常の教職員の勤務時間等と比較すると共に当該教職員の就労状況等を考慮する必要があります。

質疑応答若干

私立学校が非常勤講師について私学共済加入を申請することを義務づける法律がないとすると、私学側が非常勤講師の希望を聞いて自発的に申請するか、労働組合との労働協約で申請することを取り決めるか以外には、申請することはないと思われます。これ以外に申請が義務となる場合はないでしょうか？ < 答え: 現在ではありません >。非常勤講師は委嘱契約期間が通例1年ですが、この契約年数が3年とか5年とかに伸びた場合はどうなるでしょうか？ < 答: 違いはありません >

ある非常勤講師がABC3大学に勤めており、各大学から受け取っている給与月額 < A大: 11万円、B大: 8万円、C大: 7万円 > であるとして、この場合A大で共済組合加入手続きをしてくれた場合は掛け金合計は等級4で22880円、B大が手続きすれば等級1(給与月額94999円まで)で掛け金合計は19136円になると心得ていいのでしょうか？ < 答: 掛け金金額が平成9年4月から都道府県から長期掛け金につき8/1000の補助金がない場合で等級4が24310円、等級1が20332円となっている > あるいはまた大学間で合意ができれば、民間事業所のように、給与を合算して給与月額26万

円、等級17、で大学側負担金は <11:8:7> の比で案分するという事も考えられるのでしょうか？
<答:現在の法令ではできません>

『私学共済ブック96 給付編』26ペ「組合員にはどのような人がなれるの？」でしょうか？「ただし、専任でない人」(を除く)とあるのはどのように解釈したらいいのか？

<答 :大変大まかなもので絶対的なものではない。また本務校のある兼任講師や医師・弁護士などを本業としている者で大学からの収入を生計の主たる資としない者のことをいいます。>

4. どうしたらいいのか

厚生年金保険の場合

- (ア) 事業主が申請をしない場合、不服申し入れをする権利がある。
- (イ) 合算規程がある 現在は大学非常勤講師には合算が認められていない 社会保険庁監修『だれにもわかる社会保険の手引』(新日本法規 1963)では、同一人が複数企業の役員になっている場合や特殊技能者が複数事業所に雇われている場合などに合算ができると説明されているのだから、大学非常勤講師も合算を認めさせる運動を進める。

私学共済の場合

- (ウ) 加入資格認定は私学共済がすることなので、とにかく大学に申請をさせる。 現に大阪電通大では非常勤講師にも一定の条件下で加入を認めている。
- (エ) さらに合算を要求する。